

社会科教員の教員歴・キャリアと授業づくりとの関連性

—教師教育プログラムアンケート調査結果をもとに—

小澤 昌之 (東京学芸大学)

1. 問題の所在

生活や身近な諸事象を捉えることから問題発見や解決策を導く公民科は、学校教育やシティズンシップ教育の観点において重要な役割がある。ただ実際には、高等学校・公民科は、大学進学や入学試験を踏まえ、「自らの人生や社会の在り方を見据えてどのような力を主体的に育むかよりも、大学入学者選抜に向けた対策が学習の動機づけ」として位置づけられていることが課題とされている(下地・佐藤 2022)。この点に関して文部科学省は、2021年～2022年にかけて社会科・学習指導要領の改訂を行った際に、「主体的に社会の形成に参画しようとする態度や、資料から読み取った情報を基にして社会的事象の特色や意味などについて比較したり…多面的・多角的に考察したりして表現する力の育成」が不十分であることを言及している(文部科学省 2016)。

そこで本発表では、公民としての資質・能力の育成を目的とする公民科の授業、その中でも憲法の基本原理や法的な考え方について学習する高等学校・公民科の単元に焦点を当て、高等学校に勤務する教員を対象とした質問紙調査をもとに検討を行う。具体的には、「望ましい」とされている(「学習指導要領」に即した)憲法の授業憲法の授業を運営するにあたって、授業づくりや授業方法、教師の理解度・自信度と教師のキャリア・属性に関連性はあるのかに関して検討する。

2. 調査概要

分析に用いる調査は、法教育・教師教育研究会¹が全国の高等学校に勤務する社会科教員を対象に実施した「法教育教師教育プログラムのための調査」(有効回答総数: N=460)である。本調査は、2021年9月～2021年10月に、協力が得られた10県の地歴科・公民科教育研究会に対して、研究会会長(あるいは副会長)より、会員に対して調査依頼を行い、期間中にwebアンケート調査形式で調査を実施したものである(一部同様の質問紙にて質問紙調査を実施)。

分析に用いる変数は、従属変数として「授業づくり」(公民科の授業時に「検定済教科書」「生徒用資料集」を利用しているかを尋ねる)「授業方法」(人権や統治機構に関する憲法の授業を行うにあたって、教材・資料の利用や授業形態について尋ねる)「憲法理解自信度」(憲法の授業に当たって8つのキーワードをもとに、教員の理解度について尋ねる)を設定した。一方独立変数としては、回答者である教員自身の経歴やキャリアに関わる変数(性別、出身学部、教員免許保有の有無、教員歴、勤務校の種類、研究会・学会への参加経験など)を投入した。

3. 調査結果

第1に「授業づくり」については、現在の勤務高校のタイプや学会・研究会参加経験の有無と生徒用資料集を参考にするかに関連性があることが判明した。第2に「授業方法」については、教員歴や現在勤務している高等学校の種類、学会・研究会参加経験が、授業方法との間で関連性があるかとみられる。第3に、憲法理解自信度については、地理歴史科免許の保有や学会・研究会参加経験の有無が影響することが判明した。

¹ 橋本 康弘(研究代表者)「現代の教師の「実態」に即応した法教育教師教育プログラム開発」日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究(B)、2018年度～2022年度。